

## **「すごモノ」等大都市圏展示会出展業務 公募型プロポーザル実施要領**

この要領は、「すごモノ」等大都市圏展示会出展業務の公募型プロポーザルに参加しようとする者（以下「提案者」という。）が留意すべき事項について定めたものであり、提案者は以下の事項を了知し、企画提案書を提出するものとする。

### **1 事業の目的**

「実需」の創出による県内経済の活性化を図ることを目的として、国内外の大都市圏で開催される大型展示会へ県集合ブースを出展し、「すごモノ」データベース掲載事業者等の販路開拓・販路拡大を支援する。

### **2 業務の概要**

- (1) 内容：別添「すごモノ」等大都市圏展示会出展業務仕様書のとおり
- (2) 期間：契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで
- (3) 予算：5,152千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）  
（当該予算は、愛媛県からの委託料の額であり、受託者が、当該展示会へ出展する事業者から徴する負担金の額は含まない。）

### **3 企画提案の参加資格**

- (1) 愛媛県の競争入札参加資格登録者名簿に登録されている者であること、若しくは契約の締結までに登録を得る見込みの者であること
- (2) 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札参加資格者の資格）の規定に該当しない者であること
- (3) 企画提案書の受付期間中において、国または地方自治体から競争入札の参加資格停止を受けていない者であること
- (4) 銀行取引停止処分を受けていない者であること
- (5) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法に基づく再生開始の申立て及び破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団または暴力団員の統制の下にある団体ではないこと
- (7) 伝統工芸品や地域の特産品（以下、「伝統工芸品等」という。）の販路開拓・販路拡大を目的とした大規模展示会等への集合ブース出展支援実績を有すること
- (8) 愛媛県の産業構造を熟知し、伝統工芸品等を取り扱う県内事業者との関係を有すること

### **4 プロポーザルへの参加表明等**

プロポーザルへの参加については、令和8年4月22日（水）17時（必着）までに、別添「すごモノ」等大都市圏展示会出展業務公募型プロポーザル参加意向表明書（様式1）を電子メールにて提出する。

また、質問がある場合については、別添「すごモノ」等大都市圏展示会出展業務公募型プロポーザル質問書（様式2）により令和8年4月22日（水）17時（必着）までに、電子メールにて提出する。

なお、質問及び回答内容は、参加表明のあった全者に電子メールで回答することとする。

※提出先：「9 問い合わせ先・提出先」を参照

## 5 企画提案書の提出

### (1) 作成方法等

①内容：「すごモノ」等大都市圏展示会出展業務仕様書及び同業務公募型プロポーザル提案依頼項目により提案すること

②形式：原則としてA4判、縦、横書き、左綴じ（着色可）とすること

③表紙：提案書の表紙には、

- ・宛名：「愛媛県知事」
- ・タイトル：「すごモノ」等大都市圏展示会出展業務企画提案書
- ・提出年月日
- ・会社名（正本のみ押印）

を記載すること

### (2) 提出物及び提出部数

企画提案書、見積書 各5部（うち正本1部）

### (3) 提出日及び提出先

①提出日：令和8年5月11日（月）17時（必着）

②提出先：「9 問い合わせ先・提出先」まで持参するか、郵送とする。

### (4) その他

参加意向表明書を提出した後に参加を辞退する場合は、「すごモノ」等大都市圏展示会出展業務公募型プロポーザル参加辞退届（様式3）を提出すること。

## 6 委託候補者の選定

(1) 企画提案書の採否については、愛媛県が設置する選定審査会において別添の審査基準に基づき書面審査を実施し、最も優れた提案として評価したものを委託候補者として選定する。ただし、参加者が1者であった場合は、総合的に評価して委託候補者としての適否を判断する。審査内容については公表しない。

(2) 審査結果は企画提案書を提出した全ての者にメールで通知する。ただし、順位や採点結果は通知しない。また、審査結果についての異議申し立ては認めない。

## 7 契約

(1) 選定された委託候補者と、企画提案を基に業務について協議を行い、協議が整った場合に契約を締結する。協議の過程で、提案内容等について一部を変更する場合がある。なお、協議が整わなかった場合は、次点者と協議を行うものとする。

(2) 契約保証金は愛媛県会計規則第 152 条から第 154 条までの規定に基づき取り扱う。

## 8 その他

- (1) 提案書作成及びこれに係る付帯作業等一切の経費は提案者の負担とする
- (2) 企画提案書の提出は 1 者 1 提案とする
- (3) 提出された提案書は返却しない

## 9 問い合わせ先・提出先

〒790-8570 愛媛県松山市一番町 4 丁目 4 番地 2

愛媛県 愛のくに えひめ営業本部

すごモノグループ 担当：加地・糸野

T E L : 089-912-2563

E-mail : ehime-sales@pref.ehime.lg.jp